

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)				(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号
z0400010	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法 地方自治法第234条等	政府調達(公共事業を除く)の競争契約参加資格審査申請については、既に各省庁の審査基準が統一されており、いずれか1省庁に申請すれば参加資格は全省庁で有効であり、インターネット申請も可能となっている(平成13年1月)。また、政府調達(公共事業を除く)に係る入札・開札の電子化は、総務省では平成14年10月に導入済み。	a, d c	政府調達(公共事業を除く)に係る入札・開札の電子化は、各省庁において、申請用フォーマットの同一性確保に留意しつつ、本年度中に導入予定。また、契約の電子化については「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議」において今後検討していく。実施時期についてはシステム上の諸課題等を検討の上、判断するため、現時点では不明。総務省においては参加資格の申請書類の統一及び入札書類の電子化と紙との併用は、措置済み。地方部局では、H15年度中。		(国の電子入札について) 前回の検討要請において各省庁に電子入札の導入状況を確認したところ、総務省の作成したソフトを準用している省庁がある一方、統一基本様式について取りまとめ省庁の指示があれば検討するという省庁も存在した。さらに、要望内容は、入札参加者の事務作業の効率化・円滑化を求めている。これらの点を踏まえ、貴省が事務局となっている「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議」において、基本様式の統一化、紙との併用等フォローアップや必要な調整を行うべきと考えるが、この点についての具体的な対応策について改めて検討され、示されたい。また、実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	a, d c	(国の電子入札手続について) 政府調達(公共事業を除く)に係る入札・開札の電子化の統一基本様式については、入札書の様式を含むシステムの仕様が平成15年2月7日各省で合意、確定されたことにより既に統一されている。 また、紙面入札書による入札も可能とすることで、同様に2月7日に各省庁で合意、確定している。 (実施時期は各省庁がシステムを導入する本年度中。)				5008	5008400	オリックス(株)	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		全省庁
			各地方公共団体が売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされており、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定められているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体において独自に定めている。		各地方公共団体はそれぞれ独立した団体であり、その規模、体制、周辺環境は多種多様であることから、入札参加資格の審査手続のような技術的な手続の内容については、それぞれの地域の実情を踏まえて、自主的に判断して定めるべき事項であり、規制には当たらない。 なお、入札参加資格審査手続の統一化を強制すると、各地方公共団体における手続の簡素化についての自主的な取り組みを阻害し、当該手続が硬直化するおそれがある。		(地方公共団体における入札手続の統一化) 回答では、地方公共団体における入札手続の統一化は地域の実情を踏まえ自主的に定めるものであり、対応不可とされているが、要望内容は、官民両サイドの事務作業の効率化・円滑化のため、入札参加資格手続について統一化を図ることを求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 また、地方公共団体による入札書類の基本様式を定め、地方公共団体に示すことの実現を求めているが、この点についての具体的な対応策を検討され、示されたい。また、実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。		(地方公共団体における入札手続の統一化) 入札参加資格審査手続の統一化を強制すると、各地方公共団体における入札手続の簡素化についての自主的な取り組みを阻害し、当該手続が硬直化するおそれがあるため、認められない。なお、総務省では、平成14年10月に「電子入札・開札システム」の本格稼働を開始し、このシステムを他省庁に展開しているところであるが、これと併せて今年度中にも地方公共団体にも提供することとしている。			5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続は官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		全省庁	
z0400020	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること	地方自治法第237条第3項、地方自治法第238条の5第2項	普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該地方公共団体を受託者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。「信託の目的」とは、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。)の管理又は処分を行うという目的である。地方公共団体は、地方自治法第238条の5第2項に基づいて普通財産である土地を信託できる場合で議会の議決による場合以外は地方公共団体の財産を信託することができない。	c	地方公共団体の財産の信託が原則禁止されるのは、信託自体極めて弾力性に富む制度であり、信託の目的の設定如何によっては現行の地方財務会計制度の趣旨を逸脱することが考えられるためである。 昭和61年の地方自治法改正において普通財産の土地が信託の対象となったのは、公有地の有効活用が特に必要であるという現状を踏まえたものであった。 債権の信託は、現時点において公有地の有効活用と同等の必要性は認められず、前述した信託制度のデメリットを考慮し、認められない。		回答では「信託の目的の設定如何によっては現行の地方財務会計制度の趣旨を逸脱することが考えられる」とあるが、債権の信託について、「現行の地方財務会計制度の趣旨を逸脱する」場合を具体的に示されたい。 上記を踏まえ、現行の地方財務会計制度の趣旨を逸脱しないような「信託の目的」の設定が可能か否かについて、実施時期も含め更に検討されたい。	c	債権の信託において現行の地方財務会計制度の趣旨を逸脱する場合は、財産の信託自体極めて弾力性に富む制度であり、信託の目的の設定如何によっては総計主義の原則(地方自治法第210条)に違背する結果になりかねず、また、債権の信託による弾力的運用により当初の見通しと大きく異なった場合には債務を承継する可能性もある結果、健全な財政運営が期待できなくなる場合を指すものである。 債権の信託は、普通財産の土地に係る信託制度導入の背景にあった公有地の有効活用という目的と同等の必要性は認められず、前述した信託制度のデメリットを考慮し、認められない。			5035	5035050	(社)信託協会	5	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること		・地方公共団体の「財産」は、「地方自治法238条の5第2項」の適用のある場合で、かつ、「議会の議決による」ときでなければ「信託してはならない」とされている(同法237条3項)。ここでの「財産」とは「公有財産、物品及び債権・・・」をいうとされており(同条1項)、また、238条の5第2項は「普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)」について、「当該普通地方公共団体を受託者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる」としているにすぎず、したがって、「債権」については238条の5第2項の適用がないため、上記237条3項によりこれを信託することは明文で禁止されているものと解される。 ・地方自治法の改正等により、金銭債権の信託を行えることを明確にしたい。		総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400030	市長の専決処分による市の部課の設置	地方自治法第158条(平成15年改正後)、地方自治法第179条	地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織(地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を指す。)の設置及びその分掌する事務については条例で定めるものとする。その際、地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たり、当該地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。 地方公共団体の議会が成立しないとき 地方自治法第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき 地方公共団体の長において議事を召集する暇がないと認めるとき 議会において議決すべき事件を議決しないときは、地方公共団体の長は議決すべき事件を専決処分することができ、その処置について長は次の会議において議会に報告し、その承認を求めなければならない。	d		内部組織の設置については、地方自治法第179条の要件を満たすかぎりにおいて専決処分によることも現行法上可能ではあるが、通常、内部組織に関する事項が常に同条に規定する要件に該当することは想定しがたく、本来議会の審議を経て条例で規定すべき事項である。			d	内部組織は一般住民に密接な関係のある行政事務処理上の組織であるから、本来住民の代表である議会の議決を必要とするが、地方自治法第179条の要件を満たす場合には専決処分によることも可能である。					5039	5039010	愛知県津島市	1	市長の専決処分による市の部課の設置		地方自治法第158条第7項の規定により、市町村の部課の設置は条例による制定が必要だが、市長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもので	総務省	
z0400040	自治体の指名入札制度の業者指名に係る基準から業歴・受注実績、価格の除外	地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条の11、地方自治法施行令第167条の5	地方公共団体の長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めなければならない。	d		指名競争入札における被指名者の要件は、各地方公共団体がその実情に応じて定めるものであり、その内容如何は地方公共団体の自主的な対応によるものである。		回答では、各地方公共団体が「実情に応じて」「自主的な対応」を行うものとするが、要望の効果として考えられる「入札の質の向上」と「技術力等のある中小企業者の育成」は各地方公共団体の自主的な対応によるものであって、国が全国的な視野に立って推進すべきものと考えられるため、本件に係る具体的な対応策について、実施時期も含めて改めて検討されたい。	d	指名競争入札における被指名者の要件は、各地方公共団体がその実情に応じて定めるものであり、その内容如何は地方公共団体の自主的な対応によるものであって、国が全国的な視野に立って推進すべきものではない。	回答では「その内容如何は地方公共団体の自主的な対応による」とあるが、地方自治法施行令第167条の11の規定は、国が全国的な視野に立って具体的な要件を定めたものではないことを確認したい。	5074	5074010	㈱東京リーガルマインド	1	自治体の指名入札制度において、業者指名の基準から業歴・受注実績を除外すること。		現状、自治体の指名入札制度において、業者を指名する際の基準は、業歴・受注実績が重視される運用となっているが、これをあらため、業歴・受注実績を除外する運用を行うこと。	総務省				

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

		(再回答欄)						(再回答欄)		(再回答欄)			(再回答欄)			(再回答欄)			(再回答欄)			(再回答欄)			(再回答欄)		
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等				
z0400050	DV(ドメスティックバイオレンス)加害者に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否等について	住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条	住民基本台帳法において、何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別及び住所に係る部分の写しの閲覧を請求することができる(第11条第1項)、また、住民票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付を請求することができる(第12条第1項及び第2項並びに第20条第1項)こととされている。市町村長は、これらの請求が不当な目的によることが明らかとなるとき等は、請求を拒むことができることとされている(11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項)。この「不当な目的による」といふことが明らかとなるとき等については、各個別の事案について各市町村長が判断を行う。	b		DV被害者に係る住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限のあり方について、総務省において今年度中に検討を開始する予定。		回答では「今年度中に検討を開始する予定」とあるが、DV問題は喫緊の課題であることにかんがみ、検討時期開始時期を早められないかについて検討され、その具体的な理由を含めて示されたい。あわせて、平成16年度までに実施できるか否についても示されたい。	b		そもそも、「不当な目的による」といふことが明らかとなるとき」等の判断は各市町村長が個別の事案に即して行うべきものであり、現に多くの市町村においては、DV法の保護命令の有無等を勘案し判断がなされているところ。DVにおける事例を含め住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限のあり方について、総務省においてできる限り早期に検討を開始する予定であるが、これらの制度は、長年にわたり市町村において運用されてきた制度であり、行政機関のみならず民間部門においても広く利用されているものであって、各方面の様々な意見を聞きながらどのような対応が可能か検討を進める必要があることから、実施時期を明示することは困難である。				回答では「実施時期を明示することは困難」とあるが、DV問題は喫緊の課題であることにかんがみ、改めて平成16年度中に実施できないか検討されたい。	5083	5083020	熊本県菊池市	2				DV(ドメスティックバイオレンス)加害者に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否等について	住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等請求が「不当な目的による」といふことが明らかとなるときは、市町村長は請求を拒むことができることと規定されている。「不当な目的による」といふことが明らかとなるとき」の客観的な基準を示されるよう要望する。	総務省		
z0400060	国庫補助金等の交付事務等の運用改善	市町村合併推進体制整備費補助金要綱	補助金の交付を受けようとする都道府県並びに市町村は、総務大臣が別途定める期日までに交付申請書を提出。その上で、総務大臣は、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付決定を行うこととしている。	d		今後の市町村合併の進捗状況等を踏まえ、市町村合併推進体制整備費補助金の交付時期を決定していく予定。		要望内容は、補助対象の適否が不明な状況で民間事業者が事業を行わなければならないリスクを少しでも回避すべく、補助金交付要綱等に定められた交付決定までの標準期間を短くできないかというものである。この点を踏まえ、提出書類・手続きを簡素化するなどにより、補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準的期間を短縮することについて、改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	d						5095	5095030	鳥取県	3				国庫補助金等の交付事務等の運用改善	補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準的期間の短縮、及び実質的な交付決定時期を早期に行うこと	厚生労働省 文部科学省 総務省			
z0400070	土地開発公社の所有する土地に関する痴呆性高齢者グループホーム等の整備を目的とした賃貸の容認及び同趣旨による新たな土地取得の容認	公有地の拡大の推進に関する法律第17条	土地開発公社は公共団体の依頼に基づき公共施設の用に供する土地を取得・処分することができる。	c		・土地開発公社は、公有地の拡大のため「地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと」(公有地の拡大の推進に関する法律第1条)を目的として創設されたものである。公有地となるべき土地として地方公共団体の依頼により取得されたものについては、依頼元団体が速やかに再取得すべきである。本提案は、土地開発公社に長期の保有を強いることとなり、認められない。 ・賃貸を目的とした新たな土地取得については、土地開発公社が実施する必要性・合理性が認められない。(事業のために必要な土地に係るコストは事業者において負担すべき)		要望は事実上「遊休地」化してしまっている土地開発公社の土地の有効活用を求めるものであることから、この点を踏まえ、改めて検討されたい。	c						5100	5100040	東京都	4				土地開発公社の所有する土地に関する痴呆性高齢者グループホーム等の整備を目的とした賃貸の容認及び同趣旨による新たな土地取得の容認	土地開発公社の所有する土地のうち、都市計画の変更等により取得当時の目的が失われ、かつ設立団体が(区市町村等)による買戻し等の処分の見通しが立たない土地に関しては、設立団体はもとより元の地権者や近隣住民等の理解を得ることを前提に、福祉施設の整備等の政策課題に合致する土地所有の新たな目的を設置した上で、当該事業の実施事業者に対して土地の賃貸を認めること。また、こうした事業を実施する事業者に賃貸することを目的に、土地開発公社が新たな土地を取得することを認めること。	総務省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請		措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)			措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400080	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	地方公務員法第38条第1項	営利企業への従事等は、人事委員会規則等に定める理由に基づき任命権者が許可する。	d		一般職の地方公務員が営利企業の役員を兼ねることや報酬を得て事業等に従事することについては、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)、の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっている。 要望にあるような大学教員等の兼業について、任命権者が許可等を与えることにより、現行制度上可能である。													5055	5055020	秋田県	2	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和		大学教員等の営利企業等の兼業についての要件緩和	総務省
z0400090	週40時間勤務に縛られない短時間労働制	地方公務員法第24条第5項	職員の勤務時間を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払う必要があり、通常、常勤の職員は週40時間勤務とされている。	b		一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、所要の措置を講ずる。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、所要の措置を講ずることとし、前向きに対応することとされたとおりである。								5055	5055030	秋田県	3	週40時間勤務に縛られない短時間労働制		短時間勤務の一般職地方公務員の許可	総務省
z0400100	地方公共団体における一般職員の任期付き職員条件の拡大	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用については、「専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」について、要件に該当する場合に、任期付採用ができることとされている。	b		昭和62年6月18日の最高裁判決では、「地方公務員法の下において職員の期限付任用が許されるかどうかについては、同法の目的に鑑みると、恒常的に置く必要がある官職にあてべき常勤の職員については、職員の身分を保障し、職員をして安心して自己の職務に専念させ、もって公務の能率的運営に資するため、期限の定めなしに任用するのが法の建前であり、職員の任期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存し、かつそれが右の趣旨に反しない限り許される」と判示されている。地方公務員の任期付採用制度は、このような任期の定めのない採用を原則とする地方公務員法に対する特例を定めた法律であることから、その採用の要件は自ずと限定されざるをえないものである。 なお、一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、所要の措置を講ずる。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		一般職員の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、所要の措置を講ずることとし、前向きに対応することとされたとおりである。								5055	5055040	秋田県	4	地方公共団体における一般職員の任期付き職員条件の拡大		一般職任期付職員の任用要件の緩和	総務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400110	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進	地方公営企業法第2条(この法律の適用を受ける企業の範囲) 地方公共団体が経営する電気事業が地方公営企業法の適用を受けることを定める規定。 地方財政法第6条(公営企業の経営) 特別会計の設置及び公営企業の経費負担を定める規定。 地方財政法第16条(補助金の交付) 国が地方公共団体に補助金を交付できることを定める規定。	地方公営企業法第2条により、地方公共団体が電気事業を営む場合、地方公営企業法の適用を受けることが定められている。 地方財政法第6条により、公営企業における経費負担の考え方が示されているが、国からの補助金の受け入れは排除されていない。 地方財政法第16条により、国は地方公共団体に補助金を交付することができることとされており、地方公共団体が経営する公営電気事業も補助金を受け入れることは可能である。	d		(国庫補助金の廃止について) 経済産業省にて対応されるべき事項。 事業の民営化推進について (回答)d ・公営電気事業は中小水力発電や風力発電などにより、地域の未利用IPLG-やクワンエネルギーを積極的に活用している。 ・地方公共団体が電気事業を営むか否か、また既に営んでいる事業を民営化するかどうかについては、地方公共団体が地域の実情等に応じ、自主的・主体的に判断すべきもの。 ・最近も地方公共団体の自主判断により民営化を行った例がある。 ・なお、総務省においては平成14年3月に通知を发出し、アウトソーシングをはじめとする民間的経営手法の有効な活用を通じ自主性の強化と経営活性化に取り組むことを求めているところ。	総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申(平成14年12月12日)」(平成14年12月17日閣議決定)において、地方公営企業においても、民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進するとされているところ。	要望の趣旨を踏まえ、今後とも公営電気事業の民営化に向けた取組みを検討されたい。	d		(国庫補助金の廃止について) 経済産業省にて対応されるべき事項。 事業の民営化推進について (回答)d ・公営電気事業は中小水力発電や風力発電などにより、地域の未利用IPLG-やクワンエネルギーを積極的に活用している。 ・地方公共団体が電気事業を営むか否か、また既に営んでいる事業を民営化するかどうかについては、地方公共団体が地域の実情等に応じ、自主的・主体的に判断すべきもの。 ・最近も地方公共団体の自主判断により民営化を行った例がある。 ・なお、総務省においては平成14年3月に通知を发出し、アウトソーシングをはじめとする民間的経営手法の有効な活用を通じ自主性の強化と経営活性化に取り組むことを求めているところ。 ・今後、来年度までには、地域住民の意思を踏まえ、現在の地方公営企業形態による公共サービス供給を維持することの適否について再点検を行うことを要請する。				5040	5040040	㈱シーテック	4	「公営電気事業」に対する国庫補助金等の廃止、および事業の民営化等の推進		公営水力発電所は、全国で293箇所、認可出力2,570 MWが運転中であるが、一般電気事業者の発展とともに、その任務は全うした。 しかし、13年度においても、公営発電事業に国庫補助金約5億円/年、また企業債約53億円/年を調達して、事業維持を図るなど課題は多い。 このため、公営発電事業に対する国庫補助金の廃止とともに、事業の民営化を推進し電力自由化に対する競争力確保に努める。	総務省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
20400120	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法第151条の2、第152条、第699条の11等	現在、自動車保有に関する手続は、警察署、税務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続等を行う必要がある。e-Japan重点計画2002において、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービスのシステム実現が位置付けられている。	b	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、概ね2005年を目標にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。また、2003年度には、一部地域でシステムの実用化に係る試験運用を行う予定となっている。軽自動車については、軽自動車検査協会が現在独自に行われている事務手続についても接続のインターフェイスの統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする方向で検討しているところ。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	ワンストップサービス・システムは、e-Japan重点計画において平成17年度の本格稼働を目指し取組むべき施策として位置付けられており、現在、関係行政機関・団体との調整を行いながら、計画的かつ着実にその準備を進めているところである。システムの本格稼働に当たっては、事前に十分な試験・検証を行わなければならない。計画の前倒しにより導入時期を早めることは、システムの円滑な稼働・運用に支障を来す可能性があることから、平成16年度までに本格稼働させることは実現困難と考える。				5008	5008240	オリックス(株)	24.1	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車検査・登録等諸手続の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・移転登録手続の電子化 自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続○納付及び還付手続の電子化○電子化に向けた納付及び還付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。		国土交通省 財務省 総務省 警察庁	
														5034	5034030	(社)リース事業協会	3	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車検査・登録等諸手続の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・移転登録手続の電子化 自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続○納付及び還付手続の電子化○電子化に向けた納付及び還付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。		国土交通省 財務省 総務省 警察庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400130	自動車所有権留保者への第二次納税義務の廃止	地方税法第11条の9	地方税法第11条の9の規定により、自動車又は軽自動車等の買主が当該自動車に対して課する自動車税又は軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる時は、私法上の自動車の所有者は売主であり、当該自動車に対して直接滞納処分を行うことができないため、自動車税の徴収の確保を図る見地から、売主に対して第二次納税義務を課している。	f		第二次納税義務の免除を求めるものであるため。										5008	5008390	オリックス(株)	39	自動車所有権留保者への第二次納税義務の廃止		地方税法第十一条の九の廃止を要望する。	総務省
																5034	5034420	(社)リース事業協会	42	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(4)自動車所有権留保者への第二次納税義務の廃止		自動車の割賦販売にあたっては、債権を担保するため所有権を留保することが多い。債権者が滞納した場合、売主に第二次納税義務が生じる。行方不明等一定の事由に該当しない限り納税義務は免除されないため、地方税法第11条の9の廃止を要望する。	総務省
z0400140	リース契約における自動車税、自動車取得税の非課税措置の適用(身体障害者使用車両、教習車、官公庁車両対象)	地方税法第145条第1項、第146条、第699条の2、第699条の4	地方税法第145条第1項及び第699条の2第1項の規定により、自動車税及び自動車取得税は、自動車の取得に対し、主たる定置場所所在の道府県において、その所有者に課することとされており、自動車が官公庁車として使用される場合であっても、所有者たるリース会社が納税義務者となり課税される。(なお、身体障害者等の使用車両に係る減免措置については、自治税務局長通知で基準を示していたところであるが、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において自治事務に係る基準については通知によらないこととされているため、これらの減免通知については、平成12年4月1日付けでこれを廃止するとともに、「従前の取扱いを考慮し、適宜免除又は軽減することが適当であると考えられるので、適切に対応されるようお願いする」旨、各地方公共団体に対して伝えたところ。このため、現在は、地域の実情に応じ、各地方公共団体の判断により運用がなされているところ。)	f		非課税措置の拡充を求めるものであるため。										5008	5008380	オリックス(株)	38	リース契約における自動車税、自動車取得税の非課税措置の適用(身体障害者使用車両、教習車、官公庁車両対象)		リース契約における上記車両についても非課税とする旨の措置を講じること。	総務省
																5034	5034402	(社)リース事業協会	40	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(2)税制		リース及び割賦販売(以下、「リース等」という。)によって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。自動車税、自動車取得税の非課税措置(身体障害者使用車両、教習車、官公庁車両対象) 身体障害者使用の車両や教習車、官公庁車両における自動車税、自動車取得税に関して、自身が所有者の場合には非課税であるが、リース契約にすると所有者がリース会社となり、課税扱いとなる。	総務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400150	自動車Nox・PM法に係る代替車の取得税軽減措置の適用について	地方税法附則第32条第9項	自動車取得税においては、地域環境対策の観点から、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止した者が、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得する場合、その買い換えを促進するために、買い換え時の負担軽減を図るべく特例措置を講じているところである。 リース車については、自動車取得税の納税義務者は所有者たるリース会社となるため、使用者に納税義務は生じない。よって、使用者が窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃止して、リース車により代替した場合は特例対象にはならない。 しかしながら、リース会社が、リース車両である一定の特定自動車排出基準に適合しない自動車を廃止し、新たに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合については、本特例の適用を受けることができる。	f		税の特例措置の拡充を求めるものであるため。										5034	5034340	(社)リース事業協会	34	自動車Nox・PM法に係る代替車の取得税軽減措置の適用について		・リースによって適合車を導入するユーザーが、当該ユーザーの取得した非適合車を廃止した場合において、リース会社が本措置の適用を受けられるようにすること。	総務省
z0400160	継続車検時の自動車税納税証明書提示の廃止	道路運送車両法第97条の2	道路運送車両法第97条の2では、継続検査の申請をする場合には、申請者が当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足りる書面を呈示しなければならないとされている。	c		近年における自動車台数の増加に伴い自動車税の徴収事務量は多大なものとなっており、滞納整理事務の合理化を図ることが求められている中で、本規定は、長期にわたる悪質など各都道府県における自動車税の徴収の確保を図る上で有用な措置となっていることから、当該規定を廃止できないものであるため。		本件について、国土交通省からは「自動車保有関係手続のワンストップサービス化に併せて、電子的に納税を確認できるシステムを地方自治体が構築すれば対応は可能」である旨の回答があったが、上記システムに関する検討状況について、実施までのスケジュールも含め示されたい。(当該検討がなされていない場合は、当該検討をすることについて、スケジュールも含め示されたい。)	b	l	継続検査時における自動車税の納税証明書の義務付けは、自動車税滞納の抑止を図る上で有用な措置と考えられているが、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの導入に併せて、オンライン申請が行われる場合、これまでの納税証明書の提示に代え、電子的に納税の確認が行える仕組みの検討を行っているところである。 ワンストップサービス・システムは、今年度から来年度にかけて試験運用を行う予定としており、そこで生じた問題点の把握・検証を行い、改善を重ねた上で平成17年度の本格導入に向け、その準備を進めているところである。				5034	5034360	(社)リース事業協会	36	継続車検時の自動車税納税証明書提示の廃止		継続車検時に自動車税納税証明書提示する必要があり、大量の自動車を所有するものによって、自動車税の徴収と車検を切り離すこと等の措置を図ること。	国土交通省 総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0400170	固定資産税の納付手続きの電子化等	地方税法第362条	固定資産税の納付手続きについては、電子化はなされていない。固定資産税納付書の様式は、法令に特段の定めがなく、様式は各市町村の定めるところによって異なる。固定資産税の納期は、地方税法の規定することにより、各市町村の条例で定めることができる。	b	、 c	固定資産税納付書の様式については、既に各市町村毎の様式が作成されているとともに、各市町村と金融機関等の間における収納処理システムが構築され、その運用が定着しているところである。現時点において様式を統一しようとするれば、当該既存のシステムの変更を伴い、各市町村に多大な経費の負担をかける。このような市町村の実情に配慮しながら様式統一の必要性及びその可否を検討してまいりたい。電子納税については、今年度地方税電子納税プロジェクトの中で研究開発を実施し、その成果を踏まえてモデルシステム仕様書を提示する予定である。今後はこれらモデルシステム仕様書に基づいて各地方公共団体において地方税の申告手続・納税手続等の電子化が図られるものと考えているが、システム構築に多額の費用がかかるなど様々な課題があることから、地方公共団体が主体的にこうした課題を検討し、電子申告システムの導入に取り組むための仕組みづくりが全国地方税務協議会を中心に進められており、総務省としてもこれを支援して、地方税申告システムの導入を促進していく所存である。	(「措置の概要」欄より続く)	様式統一に係る検討の実施時期及び電子納税に係るモデルシステム仕様書の提示予定時期に関して、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討された。	b、c		様式統一については、その必要性及び可否について十分に調査・研究する必要があり、様式統一の実施をすることがその調査等の結果を待って判断することとしたい。電子納税に係るモデルシステム仕様書については、今年度検討し、平成15年度末に提示予定である。					5034	5034530	(社)リース事業協会	53	固定資産税の納付手続きの電子化等		固定資産税の納付手続き等を電子化すること。固定資産税納付書の様式を統一化すること(郵便局使用時の納付書も併せて統一化すること)。固定資産税の納期を統一すること。	総務省	
z0400180	車いす移動車等に対する自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免措置の全国統一	地方税法第162条、第454条、第699条の17	身体障害者又は精神障害者の利用に供する自動車に対する自動車税等にかかる減免措置については、平成11年度まで、その取扱いについて自治税務局長通知(自治府第64号通知は平成10年4月1日付けで全部改正、自治府第65号通知は同日付けで廃止。)で基準を示していたところであるが、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において自治事務に係る基準については通知によらないこととされているため、これらの減免通知については、平成12年4月1日付けでこれを廃止するとともに、「従前の取扱いを考慮し、適宜免除又は軽減することが適当である」と考えられるので、適切に対応されるようお願いする旨、各地方公共団体に対して伝えたところ。	c		課税権を有する各地方公共団体の判断によるべきものであるため。									5073	5073230	(社)日本自動車工業会	23	車いす移動車等に対する自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免措置の全国統一		各自治体の税条例で規程され実施されている減免措置の運用(解釈)統一の徹底を図りたい。	総務省		
						1 3ヶ月の期間について1年程度に延長すべきとの要望について、次の点で問題があるため、採用できない。 (1)「3ヶ月では十分な指導や滞納処分を行う期間としては短すぎる」とのことであるが、まず各市町村が滞納者に対し指導等を行い、道府県は各市町村が行った指導等の結果をなるべく活用することを含め、法令等に明文化されている徴収の引継(市町村から道府県への)	(「措置の概要」欄より続く)				道府県において職員数の増加等徴収体制の強化が必要といった問題がある。 (3)個人住民税の賦課徴収は原則として市町村												県の徴税吏員は、個人の	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400190	地方税法第48条による個人の市県民税の徴収、滞納処分の特例	地方税法第48条 地方税法施行令第8条の4	個人道府県民税の徴収は、納税者の手間や課税団体の徴税コストを極力軽減する趣旨から、原則として市町村民税と併せて市町村が行うものであるが、翌年度の5月末になってもまだ完納されていないものについて、市町村長の同意を得て、3ヶ月を超えない一定期間に限り、例外的に道府県知事自らが徴収し又は滞納処分をすることができるものである。	c		徴収の引継ぎ及び道府県から市町村への徴収の引継ぎ)を円滑、確実かつ効果的に行うことにより対応することが可能と考える。また、道府県から市町村への徴収の引継ぎの際に、道府県が既に滞納処分に着手していれば、協議によって、3ヶ月間に限らず道府県が引き続き徴収を行うことができることとされており、現行制度で不十分とはいえないと考える。なお、千葉県においても、納税交渉及び滞納処分を要する期間等を勘案した場合、現行の3ヶ月については適当な期間と考えているとしている。 (2) 仮に期間を1年に拡大した場合には、市町村が現年分として徴収できず滞納繰越分となったものの徴収については、道府県が通年で継続的に行うこととなりかねず、市町村の徴収の責任が不明確になる。 (以下「その他」欄に続く)	の責任とされているが、この要望は滞納者に対する指導等を含め滞納処分を道府県に行わせることを前提として期間の延長を求めるものであり、賦課徴収の対象に固定資産税等の税目を加えるべきとする要望の税目(固定資産税等)はすべて市町村税であり、これらについて道府県に滞納処分を行わせることは、市町村の徴収の責任を放棄しようとするものである。	回答では期間を1年に延長した場合の問題点を指摘しているが、要望の趣旨は現行の「3ヶ月」を不十分として期間の拡大を求めるものであることから、例えば数ヶ月程度の期間延長ができないかについて、改めて検討されたい。	c	して市町村の責任とされているにもかかわらず、滞納者に対する指導等を含め、滞納処分を道府県に行わせることを前提として期間の延長を求めており、賦課徴収の責任を放棄しようとするものである。 この要望の趣旨を踏まえ、数ヶ月単位であっても期間を延長することは不適当。 2 なお、前回の回答の通り、千葉県においては、現行の3ヶ月について適当な期間と考えているところ。					5090	5090010	千葉県野田市	1	地方税法第48条による個人の市県民税の徴収、滞納処分の特例		市県民税の徴収及び滞納処分の特例を実施するにあたり、その引継ぎ期間を3ヶ月以内に限定しているが、期間的に不十分なため、これを1年以内にし十分な調査処理期間を与えることにより、より実効性ある滞納処分が可能となる。また、複数の税目を滞納する者に対して、市県民税に範囲を限定せず、固定資産税等他税目も対象にすることにより、より効果的な滞納処分が可能となる。	総務省	
z0400200	国税徴収法第76条に規定する給与の差押禁止に係る特例	地方税法第331条第6項 他 国税徴収法第76条第1項第4号	給与に係る債権については、最低生活費に相当する金額の差押が禁止される。	c		給与について一定額が差押禁止の対象とされているのは、給与生活者の最低生活の維持などを保障しようとする趣旨に基づくものである。 国税徴収法第76条において、滞納者と生計を一にする親族の所得に係る生活扶助基準額を加算して差押禁止部分の金額を決定しているのは、多数の納税者を相手とする滞納処分の性質上、差押禁止の額を簡便に計算できるようにしておく必要があること 生計を一にする親族の所得が一定額を超えるかどうかは、一年間を通じてはじめて確定するのであり、差押時に一定額を超えるか否かは確定しないのであるから、差押時においては判断が難しい場合が多いと考えられること 滞納者と生計を一にする親族に対しては、必ずしも質問検査権が及んでいないことから、滞納者の親族の所得を把握することは必ずしも容易ではないことによるものである。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) 滞納者にとっては、市町村(現年分)と道府県(過年分)の双方から徴収され煩わしいほか、徴収事務が道府県と市町村とで重複する、さらに、国税と違う取扱にした場合には、給与支払者は国税、地方税それぞれについて給与差押額を計算しなければならず、給与支払者に過重な負担を負わせることになるため、国税と同じ取扱をすることが必要である。 したがって、地方税においても、国税徴収法を準用し、同様の取扱としているものであり、当該規定は地方公共団体を規制するものではない。このため、国税徴収法第76条に規定する給与の差押禁止に係る特例を設けることは困難である。	要望内容は「世帯全体としては十分な所得があるにもかかわらず、滞納者の給与額によっては給与差押さえもできないという一般納税者の常識では理解し難い状況」の改善を求めるものである。総務省の回答には一定の合理性を認めるが、税の公平性の観点に加え、今般の財政事情の中では税収の確保が重要課題であることにかんがみ、改めて何らかの措置ができないかについて検討されたい。	c	前回回答した通り、国税と同じ取扱とすることが必要であり、現行の国税徴収法を前提として、地方税独自で新たな措置を検討することは困難である。				5090	5090020	千葉県野田市	2	国税徴収法第76条に規定する給与の差押禁止に係る特例		給与差押について、法第76条第1項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額については、滞納者の承諾があるときを除き差押をすることができない旨規定している。この中(同項第4号)で生活扶助基準額(滞納者と生計を一にする親族を含む。)として政令で定める金額(滞納者10万円に配偶者その他の親族各4万5千円の合計額)を差押禁止としているが、問題は、「これらの者が所得を有しないものとして」と規定したことで、滞納者と生計を一にする親族の所得状況を全く考慮していないことにある。 生活扶助基準額の算定を行うにあたって、「滞納者と生計を一にする親族」に一定の所得がある場合は、当該所得を有する者を、「滞納者と生計を一にする親族」から除外する措置を講じ、実情に応じた滞納整理ができるようにする。	総務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400210	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例の導入	地方税法第703条の4第1項、第703条の4第27項	世帯内の被保険者(世帯主を含む。)の保険税(料)は当該世帯主に課税(賦課)される。なお、世帯内に被保険者はいるが、世帯主が国保の被保険者でない場合であっても世帯主に課税される(擬制世帯主)。	c		世帯主は、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者であると解されている。御要望の世帯主以外の被保険者にまで納付(税)義務を負わせることは、生計を維持する能力のない者にまで納付(税)義務を負わせることとなるため適当ではない。なお、世帯主以外の者が生計を維持しているとは認められる場合には、世帯主変更の勧奨を促すべきものと考えている。		要望では、被保険者たる世帯員が所得等を有する場合における滞納処分を行うことができないことを問題としているものあり、介護保険のような連帯納税制度を導入できない理由を具体的に明示されたい。	b		・国民健康保険においては、被保険者に無収入者や未成年者が多く含まれているため、保険者に対する義務(保険料納税義務、届出義務等)を被保険者全体に負わせるのは適当ではないという考え方から、便宜上、当該義務を世帯主に負わせている。また、義務を課すかわりに、保険者に対する権利である高額療養費等の支給の申請等についても、世帯主に認めている。 ・本来、世帯主以外の者が生計を維持しているとは認められる場合には、世帯主変更の勧奨を促すべきであるが、現状を鑑みると世帯主以外に資産等を有する等納付義務を負うに相応しい者が世帯内に存在する場合もある。しかしこれらの者に対して納付義務を課すかどうかについては、国民健康保険法上の世帯主、ひいては世帯の在り方そのものに関わる事項であり、厚生労働省において今後の国民健康保険の在り方の見直しの中で検討していくこととしてあり、こうした検討を踏まえて当省についても検討していく必要があると考えている。					5090	5090030	千葉県野田市	3	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例		国民健康保険税(料)の算定にあたっては、被保険者である世帯員の所得、資産も算定の基礎に加えられるが、納税(付)義務者は、世帯主のみとなっている。国民健康保険税(料)の納税(付)義務に連帯納税(付)義務を導入し、被保険者である世帯員の一定の者(例えば、18歳以上の被保険者)に連帯納税義務を負わせる措置を講じることにより、適切な徴収が行えるようにする。	厚生労働省 総務省
z0400220	不正軽油対策の見直し	地方税法第700条の28	(軽油引取税に係る脱税に関する罪)5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金	c		軽油引取税の脱税に対する罰則の強化については、その他の脱税に係る罰則との整合性等から困難。		軽油引取税の脱税については、環境等へ多大な影響を及ぼす恐れがあり、他の脱税との整合性を考える上でも、こういった点も含めた評価が必要と考えられるが、このような点を踏まえ、要望について改めて検討されたい。	c	l	軽油引取税の脱税に対する罰則の強化については、その他の脱税に係る罰則との整合性等から困難ではあるが、同税の脱税が環境等へ多大な影響を及ぼすおそれがあることは承知している。 総務省としては、各県レベルでの不正軽油対策協議会等の設置要請、環境省、警察庁、消防庁、資源エネルギー庁との合同の連絡会議への参画等を通じ、この問題に対処することとしている。				5100	5100090	東京都	9	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化するとともに、硫酸ビッチの不法投棄に対する罰則を強化する。	総務省 経済産業省 環境省	
z0400230	固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化	地方税法	納税義務者は、地方税法に基づき、居住、住居または事務所、事業所、寮等が存在する市町村長にそれぞれ総務省令で定められた申告書・納付書を提出しなければならない。	b		申告書・納付書の様式の統一の状況については、納付手続の簡素化の見地から、鋭意検討を進めてきており、自動車税・自動車取得税の申告書については平成14年に、軽自動車税の申告書については、平成16年より様式を統一することとしたところである。今後引き続き検討を進めてまいりたい。 地方税手続の電子化については、平成13年度から14年度にかけて、インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発を行い、平成14年12月に、システムを構築する際の「地方税電子申告システムモデルシステム仕様書」を地方公共団体に提示したところ。また電子納税についても、今年度地方税電子納税プロジェクトの中で研究開発を実施し、その成果を踏まえてモデルシステム仕様書を提示する予定である。	(「措置の概要」欄より続く) 今後はこれらモデルシステム仕様書に基づいて各地方公共団体において地方税の申告手続・納付手続等の電子化が図られるものと考えられるが、システム構築に多額の費用がかかることなど、様々な課題があることから、地方公共団体が主体的にこうした課題を検討し、電子申告システムの導入に取り組むための仕組みづくりが全国地方税務協議会を中心に進められており、総務省としてもこれを支援して、地方税電子申告システムの導入を促進していく所存である。	b		納付書及び自動車税・自動車取得税・軽自動車税の申告書以外の申告書の様式については、どの様式が統一する必要があるか、あるいはどの様式の統一が図られれば効果的であるかを、要望主体の意見や地方公共団体の意見も伺いつつ平成15年度より検討してまいりたい。 電子納税に係るモデルシステム仕様書については、今年度検討し、平成15年度末に提示する予定である。				5102	5102400	(社)日本経済団体連合会	40	固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化		地方税の納付について、納入に関する書類の様式を全国的に統一するとともに、申告および納付を電子化すべきである。 地方税の申告書・納付書の様式については、「納付手続の簡素化の見地から鋭意、様式の統一を図ってきているところである(「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等」に係る対応状況(平成14年度版)」「平成15年5月」とされているが、徹底されていない。電子化に先駆けて、書類様式の統一を早急に行うべきである。 また、地方税の納付手続の電子化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」「平成15年3月28日閣議決定」では、申告については「平成14年度に措置済」、納付については「15年度に検討・結論」となっているが、できる限り早期に電子申告・納税を全国的に実施すべきである。	総務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400240	厨房に関する各規制の電気厨房機器の特性に見合った規制への見直し	・消防法第9条 ・消防法施行令第5条第5項 ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定められている。	e	-	電気を熱源とする設備等は火災予防条例(例)第23条に規定する裸火として規制されるのではない、ガスを使用する施設と電気を使用する設備とは、それぞれに分けた規制を行っている。想定する事例が他省等所管の法令である等の事実誤認が生じている。										5040	5040060	(株)シーテック	6	厨房に関する各規制の電気厨房機器の特性に見合った規制への見直し		厨房に関する各規制は、ガス厨房を規準に制定されている。しかし、近年の電気厨房の普及に伴い、換気設備や消火設備等裸火や燃焼排ガスを考慮したガス厨房を基準の設備対策は、電気設備に対しては過剰設計といえる。省エネ、省コストを妨げる現行法を、電気厨房を基準とした法整備、もしくは改正をお願いしたい。	国土交通省 総務省
z0400250	石油コンビナート等の施設の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管	石油コンビナート等災害防止法第五条第一項、第七条第一項	事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施	c		国民の生命、身体及び財産の保護に係る重要な特定事項については、地域格差が生ずることのないよう、国が全国的な視野に立ってその水準を確保する必要がある。石炭法の新設等の計画に係る審査については、これに該当するものと考えられ、全国の石油コンビナートの状況を踏まえ、全国的な観点から総合的にこれを行う必要がある。 よって届出等に係る事務を市町村長等(市町村消防本部)に移管することは認められない。 なお、軽微な工事を行う場合は、国の関与の必要性がないものとして、届出不要とし、事業者が独自に変更工事を行うことが可能な法令の枠組みとなっている。	石炭法第八条では届出があった場合において当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止をするために必要と認められる範囲内において当該新設等の計画の変更を指示することができる。また、同条第一号では指示を行う場合の要件として「各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らし、災害の発生防止に支障を生ずるおそれがある」と認められること。としており、法第五条第四項では、主務大臣は届出に係る計画について関係道府県及び関係市町村に意見を聴かなければならないとされており、地域の意向を反映する手続きは現行法で担保されている。 審査期間についても法第八条第五項において三月以内とされているところを国の関係行政機関とも相談の上、三十日以内に手続きが完了するよう運用している。	回答では「国が全国的な視野に立ってその水準を確保する必要がある」とのことだが、要望の趣旨は、地域特性を活かしたレイアウトを迅速に審査し、それを実施させることが効率的な事業展開につながるということであり、この点を踏まえ、改めて検討されたい。	C						5079	5079010	茨城県	1	石油コンビナート等の施設の施設の新設・変更に係る届出先の市町村長等への移管		レイアウト新設・変更の届出先(審査)について、法により主務大臣(国)と定められているところ、コンビナートの実状を把握している市町村等消防本部に移管する。	総務省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0400260	国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡素化	-	【概算払い】 概算払いは、契約書に盛り込まれた規定に従い実施しており、相手先から概算払い請求があったときは速やかに支出している。 【使途の規制・手続の簡素化】 同一費目内であって研究に直接使用する経費であれば特段の制限を設けていない。また、異なる費目間であっても一定の範囲内であれば自由に流用可能としている。	-	-	今後とも引き続き、概算払いの迅速な実施や研究費の柔軟な支出を可能とする。	-	回答では今後とも手続等の迅速化、簡素化に努めるとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等により具体的に示されたい。 速やかに実施されるとともに、実施時期について具体的に示されたい。	-	-	採択課題決定後、契約手続が完了し概算払い請求があり次第、速やかな支出を実施している。					5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡素化			国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
z0400270	電子メールによる広告規制について	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第4条	要望事項についての規定・運用はない。法律に基づき拒否者に対する送信は禁止している。	C	I	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第4条は、送信者に対し、特定電子メールの送信をしないように求める通知をした者への特定電子メールの送信を禁止するものである。今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考え、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。										5008	5008420	オリックス(株)	42	電子メールによる広告規制について			電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	総務省 経済産業省
z0400280	2.4GHz帯を利用する無線局のアナログ変調方式の許容(要望取下げ)															5009	5009040	ソニー(株)	4	2.4GHz帯を利用する無線局のアナログ変調方式の許容			2.4GHz帯の電波について、現状のデジタル変調方式に加えて、アナログ変調方式の利用を認めていただきたい。	総務省
z0400290	高周波利用設備の設備許可申請手続きの緩和	電波法第100条第5項(電波法第17条準用)	高周波利用設備は、その設備から漏えいする電波が無線通信などに妨害を与えるおそれがあることから、設置に際しては個別に無線通信への妨害の有無を審査し許可しているものである。また、設備の変更に際しても、同様の観点から許可が必要としているものである。なお、現状においても一定の規模以下の高周波利用設備は設置の許可を不要とする等の規制緩和を実施しており、現在設置の許可が必要としているものは、無線通信への妨害の有無を個別に審査する必要があるものである。また、代表者から一定期間委任された者による申請については、委任状が提出されれば認められている。	d		要望は、使用出力が小さいものは変更の許可を免除するか、申請書類の申請者の印を代表者ではなく設置場所の管理責任者でも認める等の申請内容の簡素化を図って欲しいとのことだが、現状において使用出力にかかわらず、委任状が提出されれば、代理申請を認めており、要望内容について、現行の規定により対応可能である。										5009	5009090	ソニー(株)	9	高周波利用設備の設備許可申請手続きの緩和			超音波設備のうち、5KW以下等、出力が小さい設備の設備変更の際に行う許可申請手続きの届け出を緩和していただきたい。届け出を免除するか、申請書類の代表者印を当該企業の代表取締役でなく、代表取締役から一定期間内の委任が与えられていることを前提に、設置場所の管理責任者でも認めるなど、申請内容の簡素化を図っていただきたい。	総務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)			(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)			
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
z0400300	地域インターネット民間開放要望	・電気通信格差是正事業費補助金交付要綱	電気通信格差是正事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、結果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続により開放が可能。	d	-	電気通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「電気通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合」においては、同交付要綱第21条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなっており、簡易な手続により民間事業者等への開放は可能となっている。	-								5022	5022010	新見商工会議所	1	地域インターネット民間開放要望		平成12年度地域情報通信格差是正事業(広域的情報通信ネットワーク施設整備事業)で整備した公共施設ネットワークを民間開放することにより個人、事業所での活用を図り、高速インターネット環境の恩恵を受けた。	総務省
z0400310	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の各種支援措置	・高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法 ・租税特別措置法及び同法施行令 ・地方税法及び同法施行令 ・日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法及び同法施行令	放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定計画に従って設備を取得する場合に、税制及び金融支援措置を講じているところ。	f	-	放送事業者がリースにより導入した設備は、放送事業者の減価償却資産ではなく、課税対象とはならないので、税制支援には馴染まない。また、金融支援のうち、無利子・低利融資については、放送事業者の設備取得を円滑にする観点から、租税特別措置法と同様の対象設備について対象としているところ。								5034	5034410	(社)リース事業協会	41	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(3)高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の各種支援措置		・リースによって設備を導入する放送事業者は、本法の各種支援措置の適用が受けられないため、リースについても同等の措置を講じていること。	総務省	
z0400320	外国政府等との協定等の認可制の廃止	電気通信事業法第40条	第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人などとの間で電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。	c		わが国の通信事業者が、国際通信サービスに関して外国政府・企業との間で締結する協定は、その内容如何が結果として、わが国の利用者の利益にも影響を与えるものであることから、「国際計算料金」など重要な事項に限って認可により審査しているところ。したがって、当該認可制度そのものを廃止することは全国規模又は特区を問わずできない。なお、当該要望事項の要望理由の1つとして「認可にあたっては、協定の細目を日本語に翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担」とあるが、認可申請にあたっては、審査に必要な最低限の日本語訳のみを求めるものであり、事業者にとって多大な負担となるものではないと考える。		回答では「我が国の利用者の利益」を理由としているが、要望内容にある「機動的なサービス提供」も利用者の利益であると考えられる。この点を踏まえ、再度検討されたい。	c	わが国の通信事業者が、国際通信サービスに関して外国政府・企業との間で締結する協定は、その内容如何が結果として、わが国の利用者の利益にも影響を与えるものであることから、「国際計算料金」など重要な事項に限って認可により審査しているところ。したがって、審査にあたっては、協定の細目を日本語に翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担」とあるが、認可申請にあたっては、審査に必要な最低限の日本語訳のみを求めるものであり、事業者にとって多大な負担となるものではないと考える。			5102	5102360	(社)日本経済団体連合会	36	外国政府等との協定等の認可制の廃止		規制改革推進3か年計画(再改定)[平成15年3月28日閣議決定]では、「総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する(平成15年度検討・結論)」となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。	総務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)				(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)				別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体			
z0400330	NCTE (Network Channel Terminating Equipment: ネットワーク回線終端装置)の機能的仕様に関する情報開示規制の撤廃	「NCTEのユーザ設置について」(平成2年9月19日郵政省電気通信局)	第一種電気通信事業者が新規にサービスの提供を行う場合、電気通信回線網-端末間のインタフェースを追加・変更するときは、そのサービス提供開始より12ヶ月以上(若干の改造で済む場合は6ヶ月間まで短縮)前に、あらかじめそのインタフェースの技術仕様(機能的仕様)を開示する必要がある。	b		NCTEに関し、1990年に日米間で交換した書簡につき、電気通信市場の変化を踏まえ、書簡の廃止を目指し、速やかに米国と調整を行なう予定。 日米改革イニシアティブ第2回報告書においても、「1990年の交換書簡の妥当性について2003年中に意見交換する。」こととなっているところ。 なお、本書間の廃止については米国の同意を要するものであるため、実施の可否や時期については未定。							5102	5102370	(社)日本経済団体連合会	37	NCTE (Network Channel Terminating Equipment: ネットワーク回線終端装置)の機能的仕様に関する情報開示規制の撤廃	NCTEの機能的仕様に関する情報開示規制を早急に撤廃すべきである。 例えば、2003年度中に開催予定の「日米間の『規制改革及び競争政策イニシアティブ』」において、規制撤廃を合意すべきである。	総務省	
z0400340	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用		東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送は、受委託放送制度(放送法)が適用されている。	b		電気通信役務利用放送制度は、基本的に電気通信役務利用放送を行うことを希望する者に対して、電気通信役務を提供可能な状況にあることが制度適用の前提となっている。こうした状況が東経110度CSデジタル放送に実現しているかどうかについては、現時点において議論のあるところであり、電気通信役務利用放送を適用するかどうかについては、東経110度CS放送をめぐる今後の状況を踏まえつつ、総務省として引き続き検討していくことが必要。 なお、先般、当省の「衛星放送の在り方に関する検討会」(座長:多賀谷一照 千葉大学副学長)の最終取りまとめ(昨年12月)においても、東経110度CS放送への電気通信役務利用放送法の適用について同様に結論づけられたところ。							5102	5102380	(社)日本経済団体連合会	38	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法を適用すべきである。 「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」[平成15年5月]において、「今後の状況を踏まえつつ、引き続き検討していくことが必要である」とされているが、早期に結論を得て、電気通信役務利用放送法を適用すべきである。	総務省	
z0400350	簡易保険の見直し	該当法令等なし	簡易生命保険事業は、簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e		総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第2次答申において、株式会社の参入が原則禁止されている医療、福祉、教育、農業の4分野など公的関与の強い事業分野を「官製市場」と呼んでいる。その意味で、簡易生命保険を含む生命保険市場は株式会社の自由な参入が認められている市場であり、強い公的関与があるわけではない。従って、簡易生命保険の在り方は「官製市場」の問題とはならない。							5033	5033070	(社)生命保険協会	7	簡易保険の見直し	・郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するため、必要な措置を講じる。 ・本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止。 ・仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件の完全に同一化した上で民営化。	総務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0400360	官公庁の行う統計調査の見直し等	-	-	e	-	<p>御要望の統計調査の整理・合理化、調査結果の早期提供、調査結果の電子的提供については、いずれも、法令に基づいて何らかの規制を行っているものではありません。</p> <p>ただ、統計調査の実施に伴う報告者負担の問題等御要望の点については、統計調査実施者とともに統計調査を行うに当たり重要な点であると常に認識しているところです。</p> <p>また、統計行政全般の今後のあり方については、今年6月に、各府省統計主管部局長等会議において「統計行政の新たな展開方向」を申し合わせたところであり、その中で、御要望の各内容についても以下のとおり整理しているところです。</p> <p>統計調査の整理合理化については、総務省が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成15年度から3か年から5か年の期間において、所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行うこととしています。</p> <p>各府省は、一部集計や暫定値等の活用などにより今後とも公表の早期化を図ることとしています。</p> <p>なお、この点については、平成9年2月の閣議決定「申請負担軽減対策」において、「指定統計の第1報の公表を可能な限り早期化し、</p> <p>(以下、「その他」欄に続く)</p>	(「措置の概要(対応策)」より続く)										5034	5034490	(社)リース事業協会	49	官公庁の行う統計調査の見直し等		<p>・重複する調査項目は各府省で調整するなど、統計調査の整理・統合等を直ちに行うこと。・実施した統計調査の集計・公表を早期に行うこと(例えば、特定サービス産業実態調査[物品賃金業編]は、調査時点が11月1日、公表が翌年の12月となっているが、調査時点の前事業年度の計数による提出ができるため、実質的には2年前のデータとなっている)。・結果について、すべての統計調査について電子的に公表すること。</p>	総務省
z0400370	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善	なし	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の3.(3).において、「・・・コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を契約の相手方に還元するといったインセンティブ付契約の導入について、引き続き検討する。」とされている。	b		<p>インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中である。</p>		回答では平成15年度中に結論を得るべく検討中とされているが、速やかに実施するとともに、実施時期を明示されたい。		インセンティブ契約の導入等については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中である。実施時期については、同会議の検討結果如何によるため、現時点では明示できない。					5102	5102390	(社)日本経済団体連合会	39	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		<p>インセンティブ付契約(コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を落札事業者に還元する契約等)や、成功報酬型契約(例えば、IT化を含め行政の事業の一部をアウトソーシングし、その収入を分配する契約や、落札事業者が提供したサービスがサービスレベル契約を上回る優良なものであった場合に追加発注等のインセンティブを与える契約等)を導入すべきである。</p> <p>なお、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、「平成15年度中に結論を得るべく現在検討中(「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」[平成15年5月]とされているが、早期に結論を得て実施すべきである。</p>	総務省 経済産業省 財務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)											
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等				
z0410010	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業の全国規模での可能化	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	土地開発公社は、工業団地等を造成し、販売することができる。	C	造成地の賃貸事業は、造成地の分譲ができない場合に比べれば、経営改善に資するものであるが、投下した資金の早期回収の観点からすると、その処分の機会を逸する恐れがある。賃貸事業が公社経営に与える影響等の特例措置の評価を踏まえることが必要。		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、同様の法律である「地域振興整備公団法」(昭和37年法律第95号)に基づく地域振興整備公団は現行法の中で賃貸することができると解釈されており、土地開発公社についても全国で賃貸事業を行っても支障はないと考えられるが、この点に対する見解を明確にされたい。 上記を踏まえ、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	C		土地開発公社は、公有地の拡大のため地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと(公有地の拡大の推進に関する法律第1条)を目的として創設されたものである。また、同法同条には、法の制定目的として公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。と規定されている。よって、公団法と地域振興整備公団法とはその目的が異なる。 前回の回答のとおり、造成地の賃貸事業は、投下した資金の早期回収の観点からすると、その処分の機会を逸する恐れがあることから、全国一律に賃貸を認めることは時期尚早と考えられており、特例措置の評価を踏まえることが必要。 なお、構造改革特区制度においては、事業内容等が地域の秩序ある整備に資するものであり、十分な公益性を有するものと地方公共団体が判断したことを客観的な要件として把握した上で、政策目的を実現できるかどうか判断することが可能なことから、特例措置として認めたところ。																
															6001	6001010	栃木県土地開発公社	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2号の規定により造成した土地を、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができるようにする。	総務省				
															6002	6002010	三重県津市	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地を、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができることとする。	総務省				
															6003	6003010	宮城県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が造成した土地について工場、事務所、その他業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができる。	総務省				
															6004	6004010	栃木県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地を、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができるようにする。	総務省				
															6005	6005010	佐賀県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社が「公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号」の規定に基づいて実施する工業団地の造成事業について、賃貸(リース)制度を導入できるように措置していただきたい。	総務省				
															6008	6008010	山梨県	1	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	403	土地開発公社の業務は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条により「土地の所有権の譲渡」に限定され、「賃貸」方式は認められていない。一方社会経済情勢は、土地の価格は下落し、企業等が土地を購入し保有する有利性が低下したため、借地方式による事業化傾向などもみられる。このような中、土地開発公社は企業からの造成土地購入の引き合いが減少し、長期間保有せざるを得ず経営に厳しさを増している。事業意欲のある企業等のイニシャルコストを低減し、さらに事業展開を促進させるなど新しいニーズに即応させるため、土地開発公社の土地の長期借地権方式の導入を全国規模の規制改革として要望したい。	総務省				

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0410020	地方公務員の臨時任用期間の延長	地方公務員法第22条第2項、第5項	臨時任用は、一時的な行政事務の増加に対応しうよう正式任用の例外として、緊急の場合や臨時の職に関する場合等に限って行うものであり、任期は、このような臨時任用の趣旨にかながみ、六ヶ月以内で更新は一回限りである。	c		地方公務員の臨時任用期間の延長は、特区制度において特例措置を講じたところであり、構造改革特別区域基本方針にも明記されているように、先ずは特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を評価する必要があるため。(なお、今回、地方公務員の臨時任用期間の延長に係る特例措置が盛り込まれた特区法の一部改正法は6月6日公布、10月1日施行であり、いまだ当該特例措置の適用を受けるための特区計画の認定実績もない状況。また、要望団体は当該特区法の特例について承知していなかったところであり、当該特例の活用を検討したいとしている。)		回答では「先ずは特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を評価する必要がある」とされているが、特区の特例措置を可能な限り速やかに全国展開する観点から、対応策について改めて検討されたい。	c		先に回答したとおり、要望団体は当該特区法の特例について承知しておらず、先ずは当該特例の活用を検討したいとしているところであり、特例措置の実績が全くない現時点において検討することは困難と考える。					5055	5055010	秋田県	1	地方公務員の臨時任用期間の弾力化	409	地方公務員の臨時任用期間(現行6月、更新しても計1年まで)を延長	総務省
																6006	6006010	秋田県	1	地方公務員の臨時任用期間の延長	409	地方公務員の臨時任用期間(現行6月、更新しても計1年まで)の延長	総務省